

民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 民間都市開発推進機構が参加することができる民間都市開発事業の事業区域面積の要件について、五百平方メートル以上とする特例措置の適用期限を令和九年三月三十一日までに改めるものとする。

(原始附則第一条の三関係)

第二 民間都市開発推進機構が参加することができる民間都市開発事業の施行される地域について、三大都市の区域を対象とする特例措置の適用期限を令和九年三月三十一日までに改めるものとする。

(原始附則第一条の四第一項関係)

第三 所要の経過措置を定めるものとする。

(原始附則第一条の四第二項関係)

第四 この政令は、公布の日から施行するものとする。

(附則関係)